

新たな「消費者基本計画（素案）」に対する意見

【総論について（P1～P7）】

※1枚につき1意見を記載してください。

1 連絡先	<p>(1) 御氏名（法人の場合は法人名等） 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会</p> <p>(2) 御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5(埼玉県生協連内)</p> <p>(3) 電話番号 048-844-8971</p>
2 御職業	<p>(差し支えなければ御記入ください。)</p>
3 御意見	<p>(1) 該当箇所 1 ページ__行目 ~ 7 ページ__行目 ※ 本文記載の「ページ番号」と「行番号」を記載してください。</p> <p>(2) 御意見</p> <p>消費者庁と消費者委員会が創設され、消費者のための行政にむけた第一歩となる骨格ができたこの時期に、新たに平成22年度以降の「消費者基本計画」が策定されるということは、消費者が主役となる社会にむけて、これまでの施策や行政のあり方を積極的に見直す重要な転換期と思われまます。</p> <p>今回の素案において、課題となっている各分野での具体的施策について各省庁の課題がそれぞれに出されていることにとどまってしまう、消費者庁が消費者政策及び課題解決のリーダー的役割を果たしていくという方向性が見出せません。</p> <p>今後5年間の方向性について、消費者庁が司令塔として一元的に集約した情報を分析して、各省庁に対して今後の取り組み課題の検討を求めるといったことが必要と思われ、そういった形での「消費者基本計画」の抜本的な見直しを次年度行うことを要望します。</p>

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P 8~P 31)】

(1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

1 連絡先	①御氏名(法人の場合は法人名等) 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 ②御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5(埼玉県生協連内) ③電話番号 048-844-8971	
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)	
	(1) 施策番号 <table border="1" data-bbox="497 1014 592 1070"><tr><td>33</td></tr></table> ----- (2) 御意見 (施行番号33)の具体的施策である、平成21年12月より施行した改正特定商取引法の厳正な執行を行うという施策に賛成いたします。 継続的な実施とともに、消費生活に直結する改正面に関しては、消費者に対する啓発活動も進め、消費者被害の拡大防止にもつなげるといった内容も盛り込むことを要望します。	33
33		

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P 8~P 31)】

(1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

1 連絡先	①御氏名(法人の場合は法人名等) 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 ②御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5(埼玉県生協連内) ③電話番号 048-844-8971
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)
	(1) 施策番号 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">37</div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> (2) 御意見 <p>民間賃貸住宅の契約に関するトラブルは依然として減らず、地域によっては慣行的な不当契約によるトラブルも発生しています。トラブルの根本的な改善が得られない一因には、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や行政の条例だけでは強制力がないこと、実際の効力がないこともあげられます。</p> <p>「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「賃貸住宅標準契約書」の改定に向けた検討を行うにあたって、民間賃貸住宅の契約が地域差なく適正化されるよう、内容の改訂だけでなく規制の強化等実効性のある政策の検討も望みます。</p> <p>また、原状回復義務の範囲については、契約時には賃貸人と賃借人の立場には大きな優劣があるということを踏まえた上での整理が必要であり、単に説明義務を果たせば原状回復義務の範囲を広げられるというような方向への整理にならないことを望みます。</p>

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P 8~P 31)】

(1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

1 連絡先	①御氏名(法人の場合は法人名等) 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 ②御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5(埼玉県生協連内) ③電話番号 048-844-8971
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)
	(1) 施策番号 74~80、87 <hr/> (2) 御意見 <p>消費者教育に関しては、学校教育、社会教育、大学等多方面にわたって、十分な政策が行われてきていません。消費者被害を防止するためには消費者一人一人の意識の向上が必要で、そのために消費者教育は有効な手段です。今回の素案では、今後教育効果の手法を検討ということですが、検討と並行して、消費者教育の実践も進めていただくことを望みます。</p> <p>なお、啓発講座においては、座学で知識を向上させることも大切ですが、実践に役立たせるという視点では、寸劇やワークショップなど体験型の学習を行うほうが実感でき、社会生活で役立ち効果的と思われる。学校教育や社会教育の中にプログラムとして組み込んでいく検討をお願いします。</p>

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P 8~P 31)】

(1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

1 連絡先	①御氏名(法人の場合は法人名等) 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 ②御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5(埼玉県生協連内) ③電話番号 048-844-8971	
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)	
	(1) 施策番号 <table border="1" data-bbox="497 1014 580 1079"><tr><td>108</td></tr></table> ----- (2) 御意見 平成 21 年 5 月 28 日付けの参議院付帯決議に添って、以下の内容を追記することを要望します。 父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討	108
108		

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P8~P31)】

(1) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

1 連絡先	①御氏名(法人の場合は法人名等) 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 ②御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5(埼玉県生協連内) ③電話番号 048-844-8971	
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)	
	(1) 施策番号 <table border="1" data-bbox="497 1014 580 1077"><tr><td>新</td></tr></table> <hr/> <p>(2) 御意見</p> <p>高齢者をターゲットにした悪質な詐欺や消費者被害は今後高齢者数に比例してさらに増えていくと思われます。</p> <p>そのためにも高齢者対象の消費者啓発も今まで以上に必要とされ、また、被害に遭った場合の対処法の啓発も強化していく必要があります。地方行政での取り組みもすすめられていますが、国としてもさらに明確な指針、具体的な施策を提案し、地方行政との相乗効果が見られるよう、今回の計画に施策を明示していただきたいとおもいます。</p>	新
新		

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P8~P31)】

(2) 経済社会の発展への対応

1 連絡先	①御氏名(法人の場合は法人名等) 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 ②御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5(埼玉県生協連内) ③電話番号 048-844-8971	
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)	
	(1) 施策番号 <table border="1" data-bbox="497 1016 592 1070"><tr><td>新</td></tr></table> <hr/> <p>(2) 御意見</p> <p>「高度情報通信社会の進展への的確な対応」の項目にある(施策番号131~134)とあわせ、以下の施策の検討を要望します。</p> <p>電気通信分野における技術やサービスの進化に伴い、消費者トラブルも多様化かつ複雑化してきています。事業者と消費者との情報の格差が大きくなることによって、顕著化していない消費者の被害は増えていく可能性があり、実際に現段階でも救済されにくい被害(事業者側の説明が不十分で、消費者側の理解が不十分なために発生したトラブルや小額のトラブルなど)は大変多いと思われます。</p> <p>電気通信に係る施策では多岐にわたって施策が明記されていますが、消費者が上記のようなトラブルに遭った際の事業者へ規制強化と消費者の救済に関する施策を盛り込むことを要望します。</p>	新
新		

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P8~P31)】

(3) 関係者・関係団体との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

1 連絡先	①御氏名(法人の場合は法人名等) 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 ②御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5(埼玉県生協連内) ③電話番号 048-844-8971	
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)	
	(1) 施策番号 <table border="1" data-bbox="497 1102 593 1155"><tr><td>新</td></tr></table> <hr/> <p>(2) 御意見</p> <p>消費者契約法の改正論議(施策番号30)にあわせ、消費者団体制度における差止請求の対象について、拡大の必要性を検討する事を要望します。</p> <p>特に、特定商取引法・景品表示法における差止請求の対象について、適格消費者団体の活用状況をふまえ、その拡大の必要性を検討する項目を追加してください。</p>	新
新		

--	--

(別紙様式 2)

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P8~P31)】

1 連絡先	①氏名(法人の場合は法人名等) 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 ②御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5(埼玉県生協連内) ③電話番号 048-844-8971	
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)	
	(1) 施策番号 <table border="1" data-bbox="564 1137 659 1193"><tr><td>148</td></tr></table> <hr/> <p>(2) 御意見</p> <p>適格消費者団体に対する資金的支援を早期に実現するという観点から、「消費者庁および消費者委員会設置法 附則」の趣旨をふまえ、7行目以降を以下のように加筆修正されるように要望します。</p> <p>「また、適格消費者団体による差止請求関係業務は、消費者契約法、景品表示法、特定商取引法の法令趣旨を徹底し、不正約款と不正勧誘行為ならびに不正な表示の監視・是正の機能を果たしていることから、適格消費者団体に対する資金面ならびに情報提供面での支援策について検討する。」</p> <p>また、情報提供面での支援策の検討についても以下のように明示されることを要望します。</p> <p>①消費生活センターに持ち込まれた相談のうち、差止請求の対象となりうると考えられる事業者の行為については、消費生活センターからの適格消費者団体に情報提供できるように定める。</p> <p>②P I O N E Tに入力されている事案の処理結果について、消費者契約法40条の適格消費者団体に提供できる情報に加えることを検討する。</p>	148
148		

--	--

(別紙様式 2)

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P8~P31)】

1 連絡先	<p>①氏名(法人の場合は法人名等) 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会</p> <p>②御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5(埼玉県生協連内)</p> <p>③電話番号 048-844-8971</p>	
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)	
3 御意見	<p>(1) 施策番号</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"><tr><td style="text-align: center;">149</td></tr></table> <p>(2) 御意見</p> <p>「地域において適格消費者団体が設立され適正に運営される」ための施策として、施策番号149の内容に追加として以下内容を組み込むことを要望します。</p> <p>消費者契約法の改正論議(施策番号30)ともあわせ、消費者契約法第13条第3項の(認定の要件)の見直しの検討を進めます。</p> <p>現在の適格消費者団体の認定要件は地域で活動をしている消費者団体にとっては非常にハードルが高いものです。特に第3項3の四の理事の構成の項目については、地域で様々な活動をしている消費者団体の方が理事に多数いる場合、要件を満たさないという内容になっています。</p> <p>今後、各地域で適格消費者団体の設立を進めるにあたり、現状の認定の要件が適正であるか、既存の適格消費者団体へのヒアリング調査等を行い、必要に応じて見直しの検討をするを進めることを要望します。</p>	149
149		

--	--

(別紙様式 2)

新たな「消費者基本計画」(素案)に対する意見

【別紙(具体的施策)について(P8~P31)】

1 連絡先	①氏名(法人の場合は法人名等) 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 ②御住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5(埼玉県生協連内) ③電話番号 048-844-8971	
2 御職業	(差し支えなければ御記入ください。)	
3 御意見	(1) 施策番号 <table border="1" style="margin-left: 40px;"><tr><td>150</td></tr></table>	150
150		

(2) 御意見

地域（市町村）を単位に活動している消費者団体は、「財政問題や後継者の育成」など多くの困難を抱えています。

市町村と地域消費者団体は、ともに地方消費者行政充実にむけて努力している車の両輪であると考えます。しかしながら、地方公共団体から消費者団体への補助金は減少し、地方公共団体の消費者行政担当の専任職員も減少しています。

消費者被害の未然防止・救済には、消費者団体の育成強化は欠くことのできないことと考えます。

地方公共団体による消費者団体の育成・支援等について、予算措置を伴う具体的な育成・支援策の検討と地方公共団体での専任職員の増加について、指導の強化を望みます。